

神勞発基 1025 第1号の1
令和6年10月30日

一般社団法人神奈川県経営者協会
会長 野並 直文 殿

神奈川労働局長



11月の「過労死等防止啓発月間」・「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」
に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月1日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

また、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、毎年11月は「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」です。

つきましては、別添を参考に、貴団体のホームページへの記事の掲載やメールマガジンの配信等につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

別添につきましては、ホームページへのリンクを貼り付けた電子データをお送りさせていただきますので、メールで御連絡いただけましたら幸いです。

同封いたしましたリーフレット等につきましては、部数に余裕がございますので、御連絡いただけましたら送付させていただきます。

なお、ホームページに掲載等いただいた場合には、御一報いただけると幸甚に存じます。

メールアドレス kantokuka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

○過労死等防止に関する特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



○「しわ寄せ」防止特設サイト

※リーフレット等の電子媒体を以下のサイトに掲載しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



神奈川労働局 労働基準部監督課
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
電話 045-211-7351 (担当：柏原)